

1.4.2 タイにおける美容教育

1. タイの教育制度

タイの教育制度は日本と似ており、就学前教育、初等教育6年、前期中等教育3年、後期中等教育・後期職業教育3年、高等教育3年以上となっている。日本同様、初等教育6年及び前期中等教育3年の9年間は義務教育である。後期中等教育修了後は、約半分が高等教育に進む。なお、学校の年度はこれまで5月始まりであったが、2015年末に予定されているアセアン経済共同体の発足に合わせて、東南アジアで多い9月始まりに変更されている。

職業教育は中等教育レベルのものと高等教育レベルものがあり、後者では職業（または技術）学校と呼ばれる。職業（または技術）学校を修了すると、certificate と diploma の2種類の卒業証書が授与される。タイ教育省は、近年、大卒者の未就職急増や産業界の要求もあり、職業教育訓練学生を増加させる政策を推進しており、予算も増加している。

2. タイの資格枠組み

タイの資格枠組みは、National Qualifications Framework (NQF) 及び Professional Qualifications Framework (PQF) の2種がある。2011年には、教育省の下、Thailand Professional Qualification Institute (TPQI) が、内閣承認を受け設立されている。TPQIの主な目的は、タイにおける専門（職業・貿易）資格を規制し、能力（competency）に基づく標準化を行い、その水準を上げることにある。また、専門（職業・貿易）資格の質保証制度を、透明なアクレディテーション過程により行い、2015年のアセアン経済共同体（ASEAN Economic Community）の成立に向けタイの専門・職業・貿易に関わる労働者の競争力を高めるとしている。TPQIは首相府大臣が監督する形であるが、TPQIには産業省、労働省、タイ商工会議所など多くのステークホルダーが関係するので、政治的なこともあり、調整に時間がかかり、実際あまり動いていない模様である。2012年度における対象の分野は、石油化学・石油、ICT、タイ料理シェフ、ロジスティックス、病院・健康サービス、建設、宝石・服とファッション、スパ・美容セラピーである。TPQIではレベルを1から8まで設定し、キャリアパスを構築する試みであり、各レベルに対し必要なコンピテンス（知識・スキル）規定している。この点は、本文科省事業と共通の発想がある。なお、タイの職業教育訓練に関しては、教育省は専門学校監督により修了証を保証し、労働省は短期間訓練という管轄の違いがある。

タイでは、一般的に、海外の資格（医師、弁護士など）を持っていても、国内の資格にパスしない限り使えない。労働省が定めた技能制度でレベル1から3まであり、レベルが賃金に反映されることになっている。ブルーカラーワーカーの技能の公的証明書としての意味があり、機械工、電気・電子工、産業工業、建設工などが対象となっている。美容に近いものとして、サービス技能者（タイ式マッサージ師、西洋式スパセラピスト）がある。マッサージ師はワット・ポーという寺院が発行している。タイ政府は、医療ツーリズムと教育ツーリズムに力を入れている。

教育省の職業教育委員会（OVEC）は職業学校421校の監督をし、コアカリキュラムを設

定し、学校はそれに沿った教育を行う必要がある。421校には様々な種別、内容がある。単位制度を用い、certificateとdiplomaの2種類の卒業証書がある。元々OVECの下にあったポリテクニクは大学に昇格したため管轄が教育省高等教育委員会(CHE)に移行した¹⁶。

職業学校の卒業にはスキルなどを測る卒業試験に合格することが必要であり、職に就くには更に上述のTPQIの基準に基づくcertificateにもパスしなければならない。パスには経験だけでは不足している。もっとも、基準を設定するだけでは不十分で、実質化するには雇用側である産業界からも受け入れられる必要がある。実際、職業教育修了者が高等教育修了者より給料が高い例がある。TPQIの試験のための独立したセンター設置が必要になる可能性もある。職業学校間で規模や質の差が大きいことから、基準設定が必要とされている。TPQIは各省などが関わり進捗が遅いことから、ドイツと協定を結ぶなどOVECは独自で設定を行っている。ドイツのdual vocational training (DVT)に基づいたDual vocational education (DVE)を実施するとともに、産学連携を推進している。石川県の「さわや」とプロジェクトを実施しており、タイ人の研修を行っている(石川高専とキングモンクット工科大学の連携の下、研修1か月間)¹⁷。

国境付近のタイの職業教育機関はカンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム(いわゆるCLMV)に対し受入れや協力を行っている。例えば、ミャンマー難民にはカンチャナブリで職業訓練を提供し、ラオスに対しては教員に対して研修を行っている¹⁸。

3. 美容業界、美容教育、美容師資格の導入計画

バンコクの美容師についての稀な調査である水上(2007)¹⁹によれば、美容師の公的免許や職業組合が未発達な多くの発展途上国同様、タイの美容師は無免許、無登録で開業、営業が可能であり、参入が容易な職業であるとしている。簡単な職業訓練により技術を取得すれば営業できるため、義務教育(中学校まで)を修了して農村から流入した女性が大半を占めている。美容師に公的制度・資格がないため、美容師を都市インフォーマルセクターの中の生活サービス部門に位置付けている。タイでは、このような美容師が営業する小規模零細美容室が多くある一方、近年日本を含む外国資本による直営店や高級・大型美容室も増加し、規模が二極化していると指摘されている。

美容師になるには、主に美容室の見習、公的な職業訓練校、私立の美容・美容師専門学校という3つの方法がある。見習いは当初の劣悪な労働環境を耐える必要があるが、職業訓練校では比較的低い授業料で1-2年をかけ技能を習得し、修了書を得ることができる。私立の専門学校は、学費は高いが、半年間で高いレベルの技術を習得でき、課程修了後、技能認定証明書や修了証明書を得る。

2014年11月には、バンコク市内にある4つのポリテクニク・カレッジの1つであるシプラヤ・ポリテクニク・カレッジを訪問した。同校はフォーマル教育を1-2年の期間提供している。インフォーマル教育については2か月のコースを年4回提供し、授業料は1時

¹⁶ 2014年11月の現地インタビュー。

¹⁷ 2014年11月の現地インタビュー。

¹⁸ 2014年11月の現地インタビュー。

¹⁹ 水上祐二(2007)「バンコクの美容師の就業とライフコースの分析」横浜国際社会科学 研究 12巻1号

間1パーツ程度で廉価である。コース当たり150時間の学習を行う(150パーツ)。現在は15-40歳の学生60人が在籍しており、デパートなどから派遣されてきた学生もいる。8割がタイ人で、2割がラオス、ミャンマー、ベトナム、カンボジアなどの周辺国からである。なお、ロレアルが設備を寄付し、製品も提供し、かつ恵まれない人向けのプログラムを行っている²⁰。以下は同校の写真である。



(入口)



(実習室)



(ロレアル支援の表示)



(教室)

タイでは美容師の資格制度がないため、労働ビザと滞在ビザを取得できれば美容室を開業できる。現地で外国人が美容室を開業するには、タイ人が51%のシェアを持ち、4人以上のタイ人を雇用、200万バーツを投資する必要がある。日本人はそもそも美容行為はできないが、事実上チェックはないようである。更に、免許制度ができると業界に大きな影響があり、日本人の資格取得は困難とされる²¹。

日本人の進出は、プル要因として、日本人コミュニティの拡大による需要増加の期待があり、毎年2-3軒増加している。20年前は4軒のみであった。日本人進出の別の背景と

²⁰ 2014年11月の現地インタビュー。

²¹ 2014年11月の現地インタビュー。

しては、タイにおける日本や韓国への憧れ、イメージ、プライドなどがある。日本人経営の美容室は元々日本人コミュニティ用だったが、清潔で技術が高いということから、タイ人も利用するようになってきている。タイでは日本の物やサービスは質が高いというイメージが定着しており、美容分野でも同様の認識がある。日本は韓国とともに美容分野のトレンド作りをリードしており、タイは注目している。タイのマッサージが日本で人気があり、日本の美容室がタイで人気が出るのは相互にいいことであるという意見もある²²。



日系美容室

美容師学校の監督は教育省が行い、美容師資格は存在しないため、監督を受ける学校が出す修了証が事実上の質保証となっている。日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所（2011）は、ヘアサロン業界の問題として、美容師に国家資格がないことであり、資格・基準の設定が必要としているが、政府関係者、美容師学校などにおけるヒアリングによれば、特に不都合も問題も認識していないようである²³。規制のない理由として、規則、就業規則などの成文化されたものに対する嫌悪という国民性、気質があるとの指摘がある。労働省としては、将来もし必要と判断すれば、美容師資格を模索し、欧米や日本の調査を行う予定にしている。

現地の美容師市場は、資格や登録も必要ない市場でありながら、市場原理は有効に機能しており、技術に応じて給与も高くなる。キャリアパスは特にはっきりしておらず、20万円学費を投資して半年の勉強をしたり、2-3年の経験で開業する者もいれば、15年間シャンプーのみをする者もいる。恐らく、向上心のレベル、上昇志向のレベルで、個人差が出てくると思われる。美容師の特色として、資格の有無よりも、技術の有無、技能の確かさが本質的に重要なものであり、資格がないからといって、タイの美容師市場に欠陥があるわけではない。むしろ、資格がないところで、技術のレベルという基準で美容師は判断されるため、判断基準が明快である。形式と実質の乖離という日本の問題がタイにはないといえる。逆に、免許があるからといって、腕が確かである保証はない。日本の美容師資格は利用し資格とともに、戦後にできたものが改正されずにきており、衛生面や技術

²² 2014年11月の現地インタビュー。

²³ 日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所（2011）タイにおけるサービス産業基礎調査。矢島洋一（2013）「タイの日本食レストラン事情並びに食品事情について 2013年版」ジェトロバンコク事務所などより。

面の基準において、実態に追いついていない面がある²⁴。

2014年11月の調査では、全国美容師協会のブンチュ副会長（OMC（世界理美容機構）タイ代表など）に話を伺った。これまでは美容師には資格制度や基準はなく、美容学校の修了書があるのみであったが、2015年末予定のアセアン経済共同体成立への準備の一環として、美容師の全国資格制度を2015年第一四半期頃に導入予定である。この取組みの背景としては、アセアン統合を控え、国内で気運が高まってきたことがある。スパなど別の分野については、別個に策定の予定がある。資格策定には教育省職業教育委員会も一部関与しており、全国美容協会を代表し同氏も検討作業に加わり、他の団体・美容室も参加している²⁵。

検討に際しては、欧米や日本を含むアジアの制度を参考にしているが、日本の資料は、タイの資料と同様、英語のものが少なく、国外からのアクセスの1つの壁となっている。各国が相互に学ぶには、英語で情報が発信されていなくてはならず、これが最初のステップであるとする。従って、現在の制度は2015年大きな変化を遂げると予想される。資格には衛生基準なども含まれる予定である。この資格検討に当たって美容とサロン経営などスキルに応じたレベル分けを考えている点では、本文科省事業と共通している。資格導入後に入学・在学する学生はもちろん資格取得の必要があるが、現職の美容師に資格取得を求めるかは検討中である。美容師免許制度が導入されれば、18か月の猶予期間が設けられ、この間に現職美容師は免許を取得することが要求される見込みである。なお、アセアン各国はそれぞれ美容師資格を策定中であり、策定後にアセアン全体として資格の通用性をどのようにするかは政府間の交渉となる²⁶。

前述のように、美容師には地方出身の女性への就職機会の提供という側面は確かにあったが、質の保証も必要であり、免許制度の導入は質の向上につながるはずとする。徒弟制度で美容師となった場合、スキルはあっても基本的な知識が欠如・不足している場合が多い。美容師学校の質も玉石混交であり、これも標準化することにより、消費者の保護にもつながる。美容師学校の経営者は美容室を持つ人が多く、資格制度ができると学校に行かずに実地で美容師を目指すグループに対し負担とならないかとの質問に対し、私立でも授業料は低いので問題ないのではとの意見であった²⁷。

一方、スパ分野については、2014年11月にタイ・スパ協会（Asia Spa Institute 併設）のウコス政府関係委員会委員長にインタビューを行った。スパ営業については、基準が設定されているため、保健省に登録する必要ある。教育においては、学習項目ごとに時間数が設定されている。しかし、登録されていないスパもあるが、政府によるチェックはない。3年前に始まったTPQIなどによる質の標準化は望ましいが、実際の監督は難しいようである。スパ分野でアセアンで共通の枠組みを作ろうという動きはあるが、各国の文化や伝統に基づいた制度作りが優先されるべきであり、共通の物は作れず、地域の枠組みは参考としての意味合いが強い²⁸。

²⁴ 2013年10月及び2014年11月の現地インタビュー。

²⁵ 2014年11月の現地インタビュー。

²⁶ 2014年11月の現地インタビュー。

²⁷ 2014年11月の現地インタビュー。

²⁸ 2014年11月の現地インタビュー。